

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(幕内)	令和4年1月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.01 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.38 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	2.25 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.25 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○担い手となる中心経営体は5経営体。 ○中心経営体の高齢化が進んできていることから、後継者の育成・確保の検討も必要。</p> <p>■農地 ○集落の農地については、畑地が中心。水田については他集落への出作になっている状況。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○リタイヤや規模縮小の意向がある農地については、地域内の担い手へ集積・集約化を進めていく。</p> <p>○農地中間管理機構及び農業委員会の利用権設定を併用して集積集約を進めていく。</p> <p>○兼業農家については、引き続き地域の担い手として耕作していただくが、将来リタイヤ等で賃貸借が必要な場合の検討を行っておく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 担い手への集積・集約化

○リタイヤや規模縮小により、耕作不能となる土地については、集落内の担い手への集積・集約化を図る。

② 農地中間管理機構の活用

○①を推進するにあたり、農地中間管理機構を活用した貸借を推進することで、集約化による生産の効率化や貸借に係る事務労力の軽減を図る。

○ただし、貸し手と借り手の状況に応じて農業委員会の利用権設定も併用していく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、現在行っている多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むこととする。

○組織体制についても、全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内全員が参加する組織を継続していく。

④ 新たな担い手の育成

○近い将来については、現在の中心経営体での営農が可能であるが、10年後以降における中心経営体の確保は不透明な状況であることから、確保に向けた取り組みを行っていく必要がある。

○具体的には、現在、農業に従事していない地域の方に対する営農指導や農業の魅力を伝えるなどにより、集落農業の担い手となる後継者としての育成を行っていく。

⑤ 近隣集落との広域化

○今後、リタイヤや規模縮小を希望する農地等については、集落内のみでなく、周辺集落の中心経営体も含めて耕作していくことで、集落の農地の活用・保全を図っていく。

⑥ 農業法人の設立

○現在は集落の中心経営体を中心に耕作が行われているものの、今後、中心経営体の高齢化や、後継者不足が見込まれており、集落農業を担っていく人材の確保が必要になることから、将来の中心経営体や周辺集落の担い手を中心とした農業法人の設立について検討していく。

○法人の従業員については、リタイヤしたが一部作業を行うことできる高齢者や、退職後に農業に従事することができる者などとする。また、設立した法人については、④に掲げた新たに育成する将来の担い手の受け皿としての機能を持たせ、集落における農業従事者を持続的に確保できる環境を整える。